

令和3年度 長崎支部保険料率は10.26%（令和2年度比+0.04%）の見込み

		全国	長崎支部
共通料率(A + B - C)		4.71 %	4.71 %
A. 第2号都道府県単位保険料率		3.99 %	
B. 第3号都道府県単位保険料率		0.74 %	
C. 収入等の率		0.03 %	
医療給付費についての調整前の所要保険料率(a)		5.29 %	6.58 %
調整(b)	年齢調整		▲0.20 %
	所得調整		▲0.79 %
医療給付費についての調整後の保険料率(a+b)			5.59 %
所要保険料率(a+b+4.71)			10.29 %
インセンティブ反映前(精算等含む)(c)			10.28 %
インセンティブ反映後(精算等含む)(d)			10.26 %
計		10.00 %	10.26 %

(注)・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.45%)、前期高齢者納付金等(3.54%)、保健事業費等(0.74%)、その他収入(▲0.03%)に係る合計の保険料率(4.71%)を加算したものである。

(注)・保険料率(c)は、所要保険料率(a+b+4.71)には含まれていない、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。

(注)・保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部ごとの加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。

(注)・インセンティブ制度の加算額は、令和元年度の支部総報酬額の実績に0.007%を乗じて計算するため、これを令和3年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は(端数も込めてちょうど)0.007%になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は11月に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料(参考資料)の「令和元年度(4月～3月確定値)のデータを用いた実績」における減算する率と一致するとは限らない。

インセンティブ制度に係る令和元年度実績

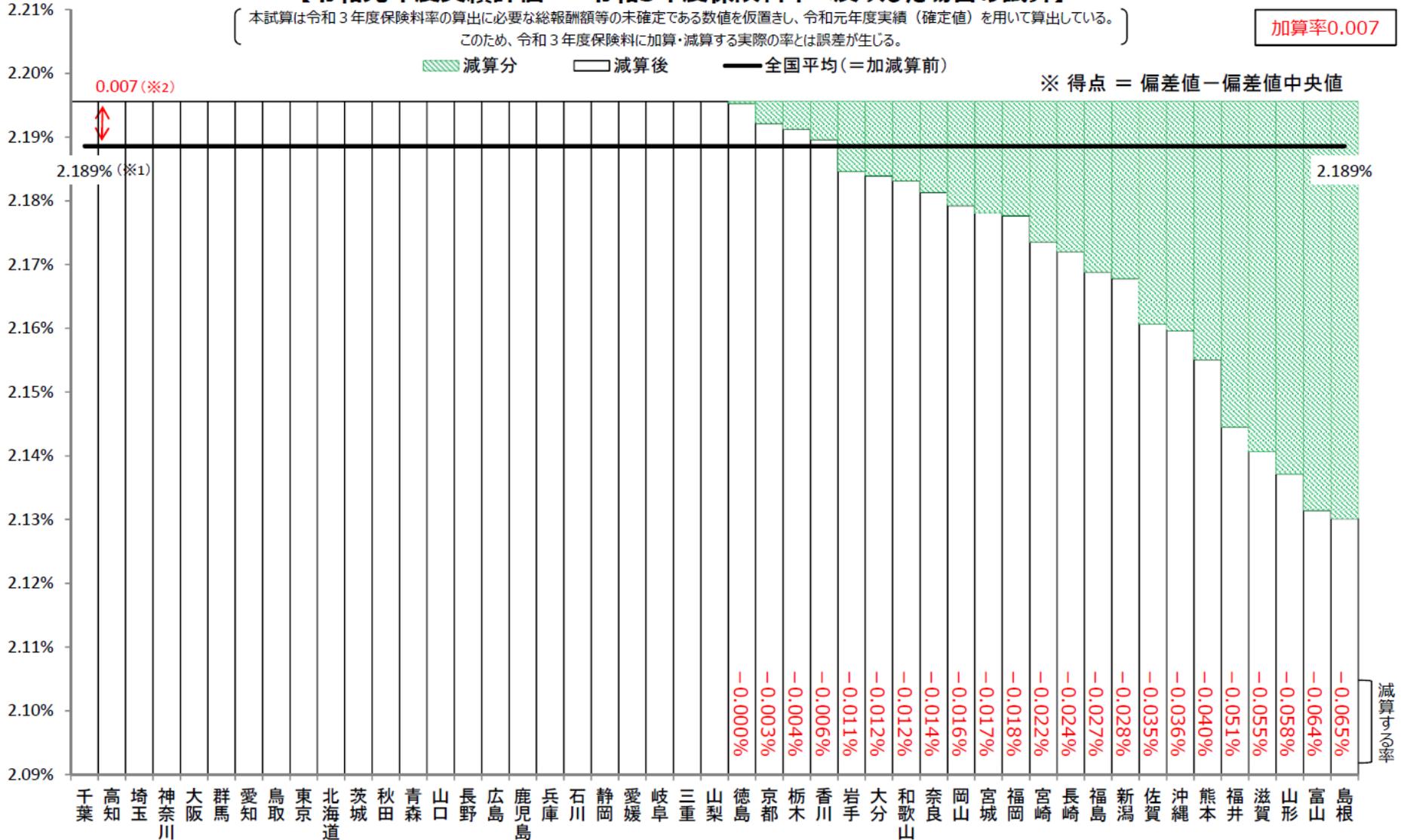
【令和元年4月～令和2年3月分 確定値】
(一部抜粋)

令和元年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた試算

【令和元年度実績評価 ⇒ 令和3年度保険料率へ反映した場合の試算】

〔本試算は令和3年度保険料率の算出に必要な総報酬額等の未確定である数値を仮置きし、令和元年度実績（確定値）を用いて算出している。〕
 このため、令和3年度保険料に加算・減算する実際の率とは誤差が生じる。

加算率0.007



※1 2.189%とは、令和元年度決算における総報酬額及び後期高齢者支援金の額を基に仮に算出した後期高齢者支援金の料率である。

※2 令和3年度保険料率に盛り込むインセンティブ分保険料率（0.007%）は、令和元年度総報酬額の実績に0.007%を乗じて令和3年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。本集計においては、計算のためのデータがないため、0.007%としている。